令和9年度保育所等申込承諾書

市使用欄 Ⓑ

申込みにあたって、以下のすべての項目について承諾していただく必要があります。
すべての項目を確認し、内容確認欄に✔を付けてください。
必ず関連するしおりのページを参照ください。
多摩市では、承諾事項と相違のあった場合は退所という厳しい対応をしています。
個人的な事情には、配慮できかねる場合もありますので、十分ご承知おきください。

児童名	

●入所申請・利用調整について

No	項目	しおり	チェック項目
1	**【申請内容の確認】** 提出された内容の確認のために、必要に応じて住民基本台帳に記載された情報や、世帯員の課税状況、障害者手帳の有無や等級等を、公簿により閲覧します。		□
2	**【保育所等・関係機関との情報交換】** 保育の必要性及び緊急連絡先の確認のため、保護者の状況等を在籍する施設・関係機関と情報交換を行います。		□
3	**【希望園の確認】** 希望園は通える範囲で書いてください。通える範囲か、希望する保育環境かは、見学をして確認してください。希望順位が低くても、空きがある場合には入所決定します。通えない園で、辞退をした場合は⇒下記No8【入所の辞退】になりますので、ご注意ください。	P.8	□
4	**【疾病・障がい・アレルギーのある児童の受け入れ確認】** 疾病や障がい、アレルギーのある児童、特別な配慮が必要な児童については、医療機関での集団保育の可否及び保育所等での受け入れの可否を、申請前に必ず確認してください。確認せず入所決定となった場合は、受け入れができません。	P.8	□
5	**【利用調整の方法①】** 利用調整は、期限までに市に提出された書類により行います。期限後に提出された書類は、次回利用調整から反映します。	P.28	□
6	**【利用調整の方法②】** 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）の記載内容に不備等または、提出がない場合は、「求職」の指数になります。	P.14,15, 30	□
7	**【利用調整の方法③】** 月齢を満たしていない保育所等を希望された場合は、その保育所等は無効となります。	P.2 P.43～48	□
8	**【入所の辞退】** 入所決定後に入所を辞退する場合は、次回の利用調整において、指数の減算を行います（翌年度まで減算継続。ただし、入院等やむを得ない場合は除く）。再度、入所を希望する場合は、改めて入所申請が必要です。	P.34	□
9	**【入所の取消】** 申請内容に虚偽が認められる場合または申請内容が事実と異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。		□
10	**【申込み後の内容の変更手続きと入所の取消】** 申請時点から入所までの間に、勤務条件（退職や勤務時間減等）等保育の必要性に変更が生じ、指数が低くなる、または指数が同位の場合の優先順位が低くなる場合は入所決定を取り消します。また、入所後にその事実が判明した場合は、退所となります。そのため申込み後の内容の変更が分かり次第、速やかに届出をしてください。	P.32	□
11	**【就労を入所要件で申込みの方】** 申請後に転職をする場合は、転職前の職場を退職した次の日から転職先で就労し、かつ申請時から入所時の「基本指数・調整指数・指数が同位の場合の優先順位」が下がらない場合に限り、入所取消とはなりません。※育児休業を取得している会社から転職する場合を除く。	P.24	□
12	**【申込み後の家庭状況や保育の必要性の事由の変更手続き】** 家庭状況の変更（住所・代表者・結婚・離婚・同居者の増減等）、保育の必要性の事由の変更（就労・疾病・就学・求職・育児休業等）があった場合は分かり次第速やかに該当書類を提出してください。理由なく遅れた場合は入所取消・退所になることがあります。	P.32	□
13	**【申込み後の申請内容の変更手続き】** 入所の必要がなくなった、希望園の追加変更、市町村民税所得割課税額の変更があった場合は、分かり次第速やかに該当書類を提出してください。	P.32	□
14	**【退所になる条件】** 保育の必要性の事由がなくなったとき、または保育の必要性の事由があっても2ヶ月間連続して保育所等に通所しない場合は、退所になります。	P.4	□

●施設について

15	**【こころプティ保育園、あすのき保育園、さっちゃんルーム、あおぞらルーム、保育室ぽけっとぽっけをご希望の方】** 上記施設は0～2歳児の保育施設となります。3歳児クラスからは、下記進級先保育所への進級となります。 【各施設の進級先】＜こころプティ保育園＞こころ保育園、＜あすのき保育園＞ゆりのき保育園・かしのき保育園・りすのき保育園のいずれか（進級先は希望調査を行い施設が決定）、＜さっちゃんルーム＞みさと保育所、＜あおぞらルーム＞あおぞら保育園・あおぞらぱれっと保育園のいずれか（進級先は希望調査を行い施設が決定）、＜保育室ぽけっとぽっけ＞おだ認定こども園（2歳児の場合、保育室ぽけっとぽっけに前年9月までに在籍していることが条件となります。）	P.46～47	□
16	**【小規模保育事業・家庭的保育事業をご希望の方】** 0～2歳の保育施設となります。保育時間については、支給認定証で標準時間（11時間保育）が認められたとしても、家庭的保育事業所の保育時間は8～17時となります。小規模保育所の保育時間は8～18時（延長含む）となります。	P.46～47	□
17	**【おだ認定こども園ご希望の方】** 2歳児クラスから3歳児クラスに進級される時は認定こども園の性質上、幼稚園同様実費（教材費・施設維持費）の徴収がありますのでご注意ください。また在園児童の育休中の利用時間・号数変更についての取り決めなどもありますので、詳細は園にお問い合わせください。	P.45	□
18	**【3歳児クラス以降の給食費について】** 保育料は無償となりますが、給食費の徴収がありますので詳細は各園にお問い合わせください。年収360万円未満相当世帯等の副食費については、公費負担となりますので徴収が免除となります。また給食費補助をする算定を行うために世帯員の課税状況を参照いたします。月の途中での退所または1日も通所しなくても、月初めに施設に籍がある場合は、1か月分の給食費を施設に納付していただきます。	P.35～38	□

●要件について

No	項目		
19	**【保育要件の考え方について】** 保育の必要性は、入所月の1日時点において実際に要件があることが入所の条件となります。(例:実際に「勤務」や「通学」をしていること)入所月の1日時点に傷病等、やむを得ない理由であっても保育要件に該当しない場合には、入所取消・退所となりますので、子ども・若者政策課まで至急ご連絡ください。		□
20	**【出産、入院、災害、特例要件で申込みの方】** 多摩市では、類型③出産、④入院・入院と通院、⑧災害、⑪特例の要件での申請は、高い指数を設定し選考しています。そのため、これらの要件で入所された場合には、当初の保育期間終了後、必ず退所となり、他の保育ができない要件が発生(就労を開始する等)しても引き続き在籍することはできません。再度入所を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。 ※出産要件の保育期間は「出産予定月とその前後2ヶ月」の計5ヶ月間となります。	P.14	□
21	**【2人以上を同時に申込む方】** 「きょうだいが別の月に入所することも可能」ときょうだい条件を選択した方は、1人だけ決定された場合でも就労要件等の保育の必要性の事由が必要となります。定められた期日までに保育の必要性の事由が確認できないときは退所となります。	P.25 ③	□
22	**【派遣社員として育休から復帰する予定で入所申込みをする方】** 育児休業から復帰後の派遣先が決まっており、かつ就労証明書に復職後の派遣先と勤務時間がわかる記載がある場合、就労要件で審査を行います。就労証明書裏面の記載要領下部の表記に従って派遣元に就労証明書の作成を依頼し提出してください。ただし、必ず就労証明書に記載の復職先への復職と復職証明書の提出が必要となります。入所月の翌月1日までに就労証明書に記載のある復職先に復職できない、または復職証明書が期日の通りに提出できないときは退所となります。復帰後の派遣先が決まっていない、就労証明書に記入がない場合は求職で審査します。	P.24	□
23	**【求職活動中で申込みの方】** 「求職中」で入所決定となった場合、3ヶ月間の期限付き入所となります。求職要件の方は入所後3ヶ月以内に就労を開始し、「就労証明書」を提出することで、引き続き在所することが可能になります。入所した月の翌々月15日までに、「就労証明書」をご提出いただけない場合は、入所した月の翌々月末日をもって退所となります。	P.25 ③ P.33	□
24	**【就労(採用内定)・入所後に勤務時間・勤務日が変わる方】** 就労証明書の「採用内定」もしくは「保育所入所後勤務時間勤務日が変わる場合」で申請した方は、予定の勤務時間数で入所の指数を付けます(指数の-2があります)。入所後、2週間以内に就労内定の方は「就労開始証明書」、勤務時間が変わる場合は「勤務時間増減確定証明書」を提出することで、引き続き在所することが可能になります。期日までに「就労開始証明書」、「勤務時間増減確定証明書」をご提出いただけない場合、入所申し込み時の申請より指数が下がる場合(勤務時間の減少等)に該当しますので、入所した月の末日をもって退所となります。	P.24 P.25 ④	□
25	**【育児休業中で申込みの方①】** 育児休業中に新規入所が決定、他の保育所等への転所が決定した場合には、新規入所・転所をした翌月1日以前に育児休業を取得した事業所へ復職し、復職後2週間以内に「復職証明書」を提出してください。期限までに復職できない場合、または復職証明書を提出できない場合、育児休業を取得した事業所へ復帰できないため復職証明書の提出ができない場合は退所となります。	P.23～24 P.32～33 P.40～42	□
26	**【育児休業中で申込みの方②】** 今回の申請で希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容し、「育児休業の延長が許容可能である申出書」を提出した方は、調整指数26番の減算が適用されます。	P.23～24 P.31	□
27	**【育児休業中で申込みの方③】** 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについてのお問い合わせは就労先や、管轄のハローワークへお願いいたします。 令和7年4月より手続きが変更になり、「保育所等の利用申込を行ったときの申込書の写し(すべてのページ)」が必要になるとのことです。その場合、必ずご自身で写しをとってから提出してください。提出後は原則、返却・閲覧・写しを渡す等の対応は致しかねますのでご了承ください。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。(右記二次元コードは令和8年10月5日時点のものです。)	厚生労働省HP	□
28	**【個人事業主の方で育児による休業中で申込みの方】** 育児による休業中に新規入所が決定、他の保育所等への転所が決定した場合には、新規入所・転所をした以前の就労条件で復職し、復職後2週間以内に「復職証明書(個人事業主用)」を提出してください。期限までに復職できない場合、または復職証明書を提出できない場合、育児による休業を取得した事業所へ復帰できないため復職証明書の提出ができない場合は退所となります。	P.15 P.23 P.32～33 P.40～42	□
29	**【育児休業または自営業の方で育児による休業期間中の特例保育について】** **※既に認可保育所等に在籍児童がいて、今回新規申請をする場合** 第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります。 ただし、**①第二子以降の出産のために育児休業を取得する方で②育児休業法に定める育児休業を取得する方、個人事業主の場合は自営業であることがわかる書類の提出をできる方で、③休業開始前の実際に勤務していた期間に児童が在籍していた保育施設に継続して在籍する④育児休業を取得した事業所へ復帰をする場合**に限り、特例保育を認めています。 上記①②③④に該当する場合、第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児の在籍を認めています。 ※4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児童は3月末日をもって退所となります(在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合を除く)。	P.40～42	□

●利用者負担額階層区分について

30	**【保育料・給食費について】** 保育料は無償化されていますが給食費・延長保育料の補助の算定等のため従来通り利用者負担額階層区分は決定する必要があるため、算定を行うために世帯員の課税状況を参照いたします。	P.35～37	□
31	**【両親が非課税の場合の利用者負担額階層区分算定について】** 利用者負担額階層区分は原則父母の市町村民税所得割課税額の合計で決定しますが、父母が非課税者で同居者がいる場合は、同居者のなかで市町村民税所得割課税額が一番高い1人の所得割額の金額(家計の主宰者)で決定します。	P.35～37	□
32	**【在園児または卒園・退園児がいる方】** 保育料(卒園・退園児分を含む)の滞納はありますか。 □ はい □いいえ 【滞納がある方】 **滞納額** 円 【納付方法】 □ 一括支払済 ⇒ 年 月 日済 領収書を添付してください。 □ 一括支払いができない方は指数の減算で入所が不利になります。 また、必ず子ども・若者政策課窓口で、別途、納付誓約手続きが必要です。 保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、保育所を通じての納付催告等、児童手当からの充当、地方税法の例により差押え等の滞納処分を行うことがあります。		□

		確認承諾欄
承諾欄	**本書類の提出をもって、すべての項目に確認・承諾とします**	□